

# 第3期伊勢市環境基本計画（改定案）に係る パブリック・コメント実施結果の概要について

## 1 パブリック・コメント実施の概要

- (1) 意見募集した案件  
第3期伊勢市環境基本計画（改定案）
- (2) 意見募集方法  
市公報、広報いせ、市ホームページ、市行政チャンネル文字放送、市公式LINE
- (3) 縦覧場所（20箇所）
  - ・市役所（本館1F市民ホール、環境課、総務課）
  - ・各総合支所生活福祉課（二見、小俣、御菌）
  - ・各支所（神社、大湊、宮本、浜郷、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木）
  - ・市立図書館（伊勢、小俣）
  - ・生涯学習センター（いせトピア、二見）
  - ・いせ市民活動センター
- (4) 意見提出の対象者  
市内に在住または通勤・通学されている方など
- (5) 意見募集期間  
令和4年12月5日～令和5年1月10日

## 2 意見募集の結果

意見数 11人（12件）

【提出方法別内訳】：窓口1件、郵送1件、FAX3件、メール6件、  
オンライン1件

## 3 意見内容及び市の考え

| 頁  | 寄せられたご意見   | 市の考え   | 修正の有無 |
|----|--|--|-------|
| 20 | ③市の事務事業における地球温暖化対策（20頁）<br>市の事務事業における具体的対策を、どのように職員集団に徹底するのか。この項目に限ったことではないけれど、「目標」が実際に効力をもつものとなるためには、その目標達成すべき人の集団（この場合職員組織）が、単に仕事や業務目標の一環というよりも、自主的自発的に目標達成にむけた行動が | 市の事務事業における地球温暖化対策を進めるには、各課が所管する公共施設の脱炭素化、オフィス活動における省資源・省エネの取組、電動車や省エネ型事務機器の導入等、あらゆる行政活動において温室効果ガス排出削減を意識した取組が必要です。<br>それらを実現するためには、職 | 無     |

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
|    | <p>できるようになるかにかかっているといっても過言ではないと思います。この項目ひとつひとつについて、「上からのお仕着せ」ではなく、各職員が自由に遠慮なくこれらの目標や具体的行動を考えあい、自分のものとなるように、その達成、実現方法について職場で話し合いを持つことについても、言及することを求めます。</p> <p>また、普段から、こういった項目について、市民との交流を図れないかと思います。市政だよりなどで、市の職員の取り組みを生き生きと伝え、市内各事業所の取り組みを生き生きと紹介する。また、学生や児童生徒が、大人の取り組みを知り、学べることについても、言及が欲しいと思います。</p>   | <p>員一人一人が脱炭素化について知識を深め、取組の重要性を認識する必要があることから、庁内勉強会や職員研修を通して、議論の深まりや意識高揚を図りたいと考えています。</p> <p>また、市民の皆さんへの取組紹介や学習機会の充実については、環境保全に取り組むための基盤づくりとして、出前講座による環境学習や、学校における環境教育の充実、また、市ホームページや広報いせを活用し情報発信に努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>  |   |
| 21 | <p>1. 2030年までの温室効果ガス削減目標について</p> <p>今回の計画改定は、パリ協定に基づき産業革命前に比較し気温上昇を1.5度未満に抑えるためです。1.5度上昇でも洪水にさらされる人口は世界で2倍に増えると予想されています。</p> <p>昨年COP27の会議を控え、気候変動枠組み条約事務局は、各国の温室効果ガス削減目標を合計しても、2030年の世界の排出は2010年比10.6%増えるとの試算を公表しています。</p> <p>国連環境計画は現段階の目標を達成しても、世界の平均気温が産業革命前と比べて2.5度上昇すると警告しました。2030年の温室効果ガスの削減目標を引き上げることは、とりわけ排出量の多い国の責任として求められています。</p> <p>日本政府の削減目標は2013年度比46%減ですが、10年比にすると42%減と、世界平</p> | <p>1. 2021年に改定された国の地球温暖化対策計画においては、温室効果ガス排出量2013年度比46%削減を目標として、具体的な取組を掲げており、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくとしています。</p> <p>市としましては、まず、国の施策と整合を図り目標値を設定し取組を進め、2050年カーボンニュートラルを目指してまいります。ご意見については、適宜見直しをする中で参考にさせていただきます。</p> <p>2. 温室効果ガス排出削減については、再生可能エネルギーの導入が必要不可欠である一方で、大規模なメガソーラーや風力発電などの導入には、周囲の自然環境や地</p> | 無 |

|    |  |  |   |
|----|--|--|---|
| 23 | <p>均の45%を下回っています。日本は世界5位の排出国として、目標を大幅に引き上げるべきです。</p> <p>伊勢市の削減目標46%減は、日本政府の目標との「整合を図る」としてはありますが低すぎます。2010年比で、少なくとも50%減にすべきです。</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入について</p> <p>環境団体やシンクタンクはエネルギー消費を20~30%減らし、太陽光・風力、水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーで電力の40~50%をまかなえばCO2を50~60%削減できると提言しています。</p> <p>伊勢市の計画案は再エネ導入の具体性がありません。再エネはどの地域にも存在する地域おこしの資源です。地域のエネルギーとして、地域が主体となって開発・運営できるよう市としての積極的な計画を持つようにすべきです。</p> | <p>域との共生、電源の安定性の側面から課題もあります。</p> <p>このようなことから、本市の再生可能エネルギーの推進については、関係法令及び三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン等に基づく地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入とともに、太陽光発電のメリットを周知啓発することで、住宅及び事業所への太陽光発電の普及促進を図ってまいります。</p> <p>また、地域の脱炭素化と地域おこしを結び付けた取組として、自治体が地域新電力会社に参画し、エネルギーの地産地消や、事業によって得られた収益を活用して地域の課題解決に取り組む事例も見られることから、先進事例について研究してまいります。</p> |   |
| 23 | <p>サイクルロードを整備・拡充して下さい。更に、奥志摩まで延伸する計画を関連自治体と共に立案・実施することを求めます。</p> <p>環境意識の向上普及に伴い、サイクルへのトレンドはEU諸国にも見られるようブームとなる。次のような諸点が期待できます。</p> <p>1. 通勤等にサイクルを利用すれば、車の利用が軽減できる。交通による負荷が軽減され、CO2排出量も軽減される。</p> <p>2. 健康の増進策になる。</p> <p>3. 新たな観光資源の開発につながり、経財効果が期待できる。</p>   | <p>令和4年7月1日付で、伊勢志摩地域の8市町（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町）が「伊勢志摩地域における自転車等活用検討会」を設置し、道路環境、観光、交通安全、スポーツ、健康、環境等、自転車の活用に関する施策を幅広く検討しているところです。ご意見をいただきましたサイクルロードの整備・拡充につきましても、当検討会で検討を進めます。</p>  | 無 |
| 23 | <p>前提としておこななければならないのは気候変動問題である。世界各地での大規模な干ばつ、今までに経験したことのないような洪水、ヨーロッパやアメリカで頻発した山火</p>  | <p>国のエネルギー基本計画においては、2050年カーボンニュートラルを目指し、様々な施策をあげつつ、安全性の確保、安定的で安価</p>   | 無 |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>事、北極や南極の氷の融解等今年は特に大変だった。</p> <p>ヨーロッパでは気候危機と言われている。国連の気候変動枠組み条約（COP）では、産業革命前から 1.5 度以内の気温上昇に抑えなければその後の対策では気温上昇を止めることはできず、その後も気温は上がり続けると言われている。現在すでに 1.1 度上昇している。しかも気温上昇は加速している。だから今すぐ二酸化炭素を減らしていかなければならない。ところが日本では二酸化炭素の排出量を減らそうという取り組みが非常に弱い。今年開かれた COP17 では化石燃料を廃止しようとしなないという理由で 3 年連続での化石賞を贈られてしまった。</p> <p>日本のエネルギー自給率は約 12% しかない。だから今年のようなことになると思う。電気、ガス、ガソリン等が高騰する。エネルギー自給率を上げるためには再生可能エネルギーの利用を増やすことしかない。政府も日本の再生可能エネルギーは電力需要の 5 倍はあるとしている。</p> <p>ヨーロッパでは再生可能エネルギーの利用が進んでいる。例えばドイツやデンマークでは、あちこちで市民と自治体が資金を出し合って発電用の風車を設置し、運営会社を作っている。日本のような大規模な発電機を建設していけば、どこかの発電機が使えなくなると電力の供給に大きな支障が出る。それに対して小さな発電事業者がたくさんあれば電力を融通しあうことで影響は少なくて済む。</p> <p>今の日本の体制の中でドイツなどと同じことはできないと思うが、伊勢市でも太陽光発電のパネルの取り付けや、蓄電池の設置の時にはそのための補助金を出すことくらいはできるのではないかな。しかも太陽光発電は</p> | <p>なエネルギー供給を前提に再生可能エネルギーの導入を目指すこととしています。</p> <p>本市においては、太陽光発電設備設置に対する補助制度を令和 2 年度をもって終了しましたが、国の固定価格買取制度により経済的負担が軽減されるとともに、設備費用が年々低価格化し、毎年 200 件前後の増加が見られることから、普及が進みつつあると考えております。</p> <p>今後、さらなる普及に向けて、国・県の補助制度や、民間が進める初期費用がかからない設置方法などについて情報収集し、経済性や災害時の活用などの、太陽光発電・蓄電池のメリットについて啓発に取り組んでまいります。いただいたご意見については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p> |  |
|---|---|--|

|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
|    | <p>屋根や耕作放棄地に取り付けるだけでなく、農地の上にも適切な間隔をあけて取り付けることで農業をしながら太陽光発電もできるようになる。</p>   |   |   |
| 23 | <p>ア、家庭や事業者がCO2排出の少ない再エネ電力を選んで購入できるよう助言する仕組みを市がつくること。</p> <p>イ、地元企業が省エネ対策や再エネ導入で仕事を受注し、雇用が増えるよう協力や支援の体制を市として整備すること。</p> <p>ウ、住宅の断熱・省エネ化を新築・改築時に規制と助成を一体に進める必要がある。一定規模の建物建設に断熱化、太陽光パネルの設置などを義務化するとともに、住宅建設への省エネへの助成を行うこと。</p> | <p>ア、環境省、経済産業省から省エネ、脱炭素に関する様々な情報が公表されています。また、事業所に対しては、資源エネルギー庁の地域密着型の省エネ支援団体において相談窓口が設置されていますので、市としても適切に案内し対応してまいります。</p> <p>イ、住宅エコリフォーム補助や省エネ改修補助など、国等の補助制度について、周知啓発を行うことで普及に努めてまいります。また、昨今、サプライチェーン全体で脱炭素化に取り組む動きがあることから、市内事業所における脱炭素経営の促進を図り、環境負荷が少ない事業活動への転換を図ることで企業価値の向上につながるよう啓発に取り組んでまいります。</p> <p>ウ、住宅・建築物の断熱化については、建築物省エネ法が改正され、今後、住宅への省エネ基準適合が義務化されるとともに、省エネ基準の段階的な水準の引き上げが予定されています。国の方向性としましては、将来的に断熱性能、太陽光発電を併せ持つ住宅や建築物の普及を図るとされています。断熱・省エネ化に係る助成制度については、国等の制度の周知啓発に取り組んでまいります。</p> | 無 |
| 27 | <p>生ごみを減らすために、「キエーロ」をやりはじめました。寒い時はうまくいきません</p>   | <p>生ごみの減量には堆肥化が有効な方法のひとつであると考えます</p>  | 無 |

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 23 | <p>が、家庭にもっと普及してはどうですか。</p> <p>住宅の断熱・省エネ化を新築・改築時に規制と助成を一体に進めてはどうですか。</p> <p>断熱化や太陽光パネルの設置などの義務化とともに、住宅建設への省エネへの助成を行って下さい。</p>  | <p>ので、市民の皆さんには補助金を活用していただき、生ごみ処理機の普及を進めてまいります。</p> <p>住宅・建築物の断熱化については、建築物省エネ法が改正され、今後、住宅への省エネ基準適合が義務化されるとともに、省エネ基準の段階的な水準の引き上げが予定されています。国の方向性としましては、将来的に断熱性能、太陽光発電を併せ持つ住宅や建築物の普及を図るとされています。断熱・省エネ化に係る助成制度については、国等の制度の周知啓発に取り組んでまいります。</p> |   |
| 27 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新ごみ処理施設が当初予算 504 億円から 600 億になってきたと聞きました。</li> <li>国や県の補助があったとしても 350 億くらい私達市民の税金が必要です。物価も上がりとても支払えません。</li> <li>・又、2022 年 4 月から新しい法案もできて CO2 廃出の新ごみ処理施設計画は国や世界の方針とは真逆です。地球温暖化をなくすためにもプラゴミを燃やして電気を作ることは反対です。</li> <li>・伊勢市のゴミ減量化に大賛成です。私達市民 1 人 1 人もどうすれば生ゴミを半減することができるのか、真険に考えとりくんでいこうと思います。</li> <li>・市の市民への「けいもう」活動をもっと広めてください。</li> <li>・私達もゴミキエー口推進に力を注ぎたいと思います。</li> </ul> | <p>ごみの減量化に向けて、市民に対する啓発は最も重要であると考えており、出前講座や地域での説明会等によりごみ減量・資源化の啓発を行ってまいります。</p>  | 無 |
| 27 | <p>(1) いま、輸入肥料価格が高騰し、堆肥を求める農家が増えている。韓国は生ごみを堆肥化している。伊勢市もごみの 4 割を占める生ごみを堆肥化してはどうか。</p>  | <p>生ごみの減量には堆肥化が有効な手段のひとつであると考えますので、市民の皆さんには補助金を活用していただき、生ごみ処理機</p>  | 無 |

|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
|    | <p>焼却ごみを減らす分、CO2の排出を減らすことができる。</p> <p>(2) 生ごみを減らすために土の中のバクテリアの働きでごみを分解する。「キエーロ」やコンポストを家庭にもっと普及してはどうか。焼却ごみを減らす分CO2の排出を減らすことができる。</p>  | <p>の普及を進めてまいります。</p>  |   |
| 23 | <p>伊勢市長が温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティいせ」を表明したことは高く評価します。</p> <p>ところが、脱炭素社会の実現にむけての取り組みのなかに市全体の「ごみ減量化」がありません。「食品ロスを減らしましょう」などは一部でしょう。</p> <p>伊勢地域において「脱炭素社会実現」最も大きな影響を与えるのは今、計画中の「伊勢広域環境組合ごみ処理施設」でしょう。「ごみを燃やして発電」もするこの施設は温度を上げるために、プラスチックも燃やすという。</p> <p>この施設は二十年間動かすとのことだから、伊勢市の脱炭素社会を目指す方向とは真逆ではないか。</p> | <p>清掃工場で焼却するごみの減量化は、資源の有効活用や脱炭素化に資する取組としても重要であると考えています。</p> <p>家庭から出るプラスチック類の廃棄物について、汚れが落ちないものなどリサイクルできないものは清掃工場での焼却となります。</p> <p>市では、プラスチックの焼却量を削減するため、現在の容器包装に加え、プラスチック製品についてもリサイクルに向け進めており、今後、市民一人一人が分別を徹底することが求められます。</p> <p>今後も伊勢広域環境組合、関係市町等と連携し、リサイクルの推進に取り組んでまいります。</p> | 無 |
| ー  | <p>今、国はプラゴミ循環法でプラゴミは燃やすことは、基本的に環境に悪影響を及ぼすとして、禁止しています。</p> <p>よってプラゴミを燃やして、発電するゴミ処理場は、環境にとってダメだと思います！</p>   | <p>家庭から出るプラスチック類の廃棄物について、汚れが落ちないものなどリサイクルできないものは清掃工場での焼却となります。</p> <p>市では、プラスチックの焼却量を削減するため、現在の容器包装に加え、プラスチック製品についてもリサイクルに向け進めており、今後、市民一人一人が分別を徹底することが求められます。</p> <p>今後も伊勢広域環境組合、関係市町等と連携し、リサイクルの推進に取り組んでまいります。</p>   | 無 |

|          |   |   |          |
|----------|---|---|----------|
| <p>ー</p> | <p>新ごみ処理施設でプラスチックを燃やすのは反対です<br/>基本計画はやめてほしいです</p>   | <p>家庭から出るプラスチック類の廃棄物について、汚れが落ちないものなどリサイクルできないものは清掃工場での焼却となります。</p> <p>市では、プラスチックの焼却量を削減するため、現在の容器包装に加え、プラスチック製品についてもリサイクルに向け進めており、今後、市民一人一人が分別を徹底することが求められます。</p> <p>今後も伊勢広域環境組合、関係市町等と連携し、リサイクルの推進に取り組んでまいります。</p> | <p>無</p> |
| <p>ー</p> | <p>「2）対象とする温室効果ガス本実行計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定める7種類を対象とします。①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④ハイドロフルオロカーボン⑤パーフルオロカーボン ⑥六ふっ化硫黄 ⑦三ふっ化窒素」と具体的な物質名を挙げていて、それは重要と思うが、この7種の物質の排出削減に、各施策がどのようにかかわるのか、いまひとつイメージしづらいと思います。せめて、①については、もっとも排出量も多いと考えられることから、かつての四日市公害問題で取り組んだ、排煙「脱硝」「脱硫」装置の義務付けと同様に、排煙「脱炭酸」装置の運用を、新ごみ処理施設から開始すべきと考えます。毎日のCMでも炭酸ガス回収プラントは、既に、実用運用されています。であれば、排煙（排熱）発電装置を考えると同じように、まじめに検討されてよいのではないかと思います。</p> | <p>二酸化炭素の回収については、国が脱炭素社会の実現に向けた重要な技術と位置づけ、二酸化炭素の分離回収・有効利用・貯留の技術の確立と実用展開に向けた取組を進めている段階です。その動向を注視しながら研究してまいります。</p>   | <p>無</p> |